

### 3 利用者について

<p>Q3-1 どのような人が生活サポートサービスを利用できるのか。</p>	<p>事業実施要綱第4条に示しているとおり、以下の人が対象となります。</p> <p>(1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)療育手帳の交付を受けている方 (3)知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方 (4)医師により発達に障害があると診断された方 (5)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</p>
<p>Q3-2 発達に障害のある方の場合、療育手帳所持が利用の要件となるのか。</p>	<p>発達に障害のある方の場合、療育手帳の有無は利用の要件とはなりません。Q3-1に示したとおり、医師の診断書等で発達の障害が確認できれば、手帳を所持していなくても利用は可能です。</p> <p>※医師の診断書等は、毎年利用者から提出していただく必要はありませんが、18歳未満の利用者は2年に1回、18歳以上の利用者は5年に1回を目安として熊谷市へ提出してください。</p>
<p>Q3-3 施設入所者の利用は可能か。</p>	<p>在宅の障害児(者)が対象なので、入所施設の利用者については基本的には対象となりません。ただし、お盆や年末年始等の一時帰省、あるいは施設側の事情による帰省に伴う、自宅⇄施設間の送迎サービス等、一時的な送迎及び在宅時のサービス利用が対象となります。</p> <p>施設への送迎については、通所施設が行っていない又は行っているが送迎の対象でない場合等は対象となります。なお、中長期的・定期的な送迎サービスは原則認められません。また、障害福祉サービスの報酬に送迎加算を含めている事業所の利用者は送迎サービスの対象となりません。</p> <p>注1)施設内での介護等は施設の本来業務であるため、施設内への派遣介護や施設における行事・イベント(花見等)による外出援助等は一切認められません。</p> <p>注2)団体が、施設入所者に対して不適切なサービス提供を行っていたことが判明した場合には、補助金返還処分を受けることがあります。</p> <p>なお、施設入所者と生活サポート団体間で、別途個別に契約を結ぶことは差し支えありませんが、補助金交付の対象外となります。</p>
<p>Q3-4 施設通所者の利用は可能か。</p>	<p>通所施設の利用者については、在宅時のサービス利用は対象となります。なお、施設内での介護等に関しては、Q3-3(注1)と同様です。</p> <p>また、施設への送迎については、通所施設が送迎を行っていない、または行っているが送迎の対象者ではない場合は対象となります。</p> <p><b>※ 補足1</b> 通所施設利用後に「一時預かり」を行うため、生活サポート団体職員が施設まで迎えに行く場合、施設⇄一時預かり場所までの時間は、「一時預かり」サービスとして対象となります。</p> <p><b>※ 補足2</b> 施設が送迎を行っている場合、生活サポートによる送迎サービスは原則的には認められませんが、やむを得ない事情がある場合は対象となることがあります。</p> <p>(例)施設の行う送迎が「施設⇄自宅以外(最寄り駅や自宅近くのバス停など)」であり、家族が最寄り駅などまで行くことができない場合の「生活サポート団体職員による自宅までの付き添い(送迎)」など。</p>

<p>Q3-5 短期入所者の利用は可能か。</p>	<p>短期入所の利用者については、短期入所期間の施設での介護等に関しては、Q3-3(注1)と同様です。          なお、自宅⇄施設間の送迎は、短期入所事業所が送迎を行っていない、または行っているが送迎の対象者ではない場合に限り対象となります。</p> <p>※送迎に関して          平成19年6月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡において、短期入所の報酬には送迎費用として一定の評価が行われているとのことなので、原則としては法人の責任において実施すべきと考えられます。</p>
<p>Q3-6 グループホーム、ケアホーム入居者の利用は可能か。</p>	<p>グループホーム、ケアホーム入居者については、基本的には在宅の方と同様のサービスを利用できます。ただし、グループホーム等への「派遣による介護」は認められません。</p>
<p>Q3-7 介護保険制度の対象となる高齢の障害者の利用はどうか。</p>	<p>現行の障害福祉サービスと同様、介護保険の給付対象となるサービスについては、介護保険が優先になります。          なお、介護保険の指定事業者が本事業を実施する場合は、介護保険の事業者指定担当課と相談をし、人員配置・設備基準等の確認をしてください。</p>
<p>Q3-8 自立支援医療(精神通院医療)制度を利用している人は、手帳を所持していなくても利用対象者となるか。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としているので、自立支援医療(精神通院医療)制度の利用や障害基礎年金の受給だけでは、本事業の利用対象者とはなりません。</p>
<p>Q3-9 未就学児(幼児)の送迎サービスの利用は可能か。</p>	<p>未就学児(幼児)の送迎については、原則として福祉有償運送の対象ではないため利用できません。          送迎の必要がある場合は、運営協議会において合意を得る必要があります。</p>
<p>Q3-10 利用者登録はいつできるか。</p>	<p>生活サポート利用者登録は、手帳を交付されるのと同時に登録ができます。</p>